

# 「東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究」 報告書の概要

- I 調査研究の背景、目的
- II 調査の全体像
- III 東日本大震災発生時以降の対応状況に関するアンケート調査
- IV 統計調査員に対するヒアリング調査
- V 今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題



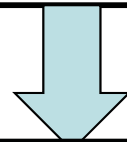
平成25年7月  
総務省政策統括官(統計基準担当)



# I 調査研究の背景、目的

## ○調査研究の背景

- ◆ 「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」(平成24年9月25日統計委員会)において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とする大規模災害発生時における統計の役割・対応について、以下の指摘がなされたところ。
  - ・ 被災状況の把握・復興等に向けた統計情報の提供等については評価。ただし、大規模震災時の被災県や調査員等への対応については、検討の余地もある。
  - ・ 補完的・補足的な調査や推計の実施、利用者の誤解を招かないようにするための特別の取扱い等に関する情報の適切な公表は行われたものと考えられる。
  - ・ 将来に備え、今回講じた統計作成上の特別の措置や、それらの措置に関する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等も含めた対応状況に関して、整理・保存しておくことが必要。



## ○調査研究の目的

このような指摘を踏まえ、今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出・整理し、今後の統計関連施策の企画立案等に資するため、各統計調査における各府省、被災県等の統計作成に係る対応状況について、アンケート調査及び統計調査員へのヒアリングを実施。

## Ⅱ 調査の全体像

本調査研究は、震災発生時に実施されていた調査員調査を対象とし、各府省・被災県等を対象とするアンケート調査及び震災当時に調査を担当していた調査員を対象とするヒアリング調査を行った。

各調査の結果を踏まえ、今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題整理を行った。

### ○調査対象とした14統計調査

統計調査名（所管府省名）	調査の流れ	調査対象
<ul style="list-style-type: none"><li>労働力調査（総務省）</li><li>個人企業経済調査（総務省）</li><li>家計調査（総務省）</li><li>小売物価統計調査（総務省）</li><li>毎月勤労統計調査（厚生労働省）</li><li>商業動態統計調査（経済産業省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国一都道府県（統計主管課）</li></ul>	各府省、被災県等
<ul style="list-style-type: none"><li>薬事工業生産動態統計調査（厚生労働省）</li><li>港湾調査（国土交通省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国一都道府県（事業主管課）</li></ul>	各府省、被災県
<ul style="list-style-type: none"><li>消費動向調査（内閣府）</li><li>家計消費状況調査（総務省）</li><li>農作物価統計調査（農林水産省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国一民間団体</li></ul>	各府省、民間団体
<ul style="list-style-type: none"><li>海面漁業生産統計調査（農林水産省）</li><li>ガス事業生産動態統計調査（経済産業省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国一地方支分部局</li></ul>	各府省、地方支分部局
<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省生産動態統計調査（経済産業省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国一都道府県（統計主管課）</li><li>国一地方支分部局</li></ul>	各府省、地方支分部局、被災県

# Ⅲ 東日本大震災発生時以降の対応状況に関するアンケート調査①

## 1 調査内容

統計調査の体制面、実査面における課題抽出を目的として、関係する府省※1、地方支分部局、都道府県※2、政令市(仙台市)※3、及び民間調査機関を対象とし、アンケート調査を行った。

アンケート調査では、(1)震災発生時の体制、(2)震災発生後の調査実施方針、(3)調査中止・継続の連絡、(4)震災発生後の審査・集計、(5)震災発生後の公表・利用、(6)危機管理に関する規定等の整備について調査を行った。

(※1)内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 (※2)青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

(※3)仙台市は震災発生以降の実施体制・実査(H24経済センサス活動調査等)への影響について回答

## 2 調査結果

### (1) 震災発生時の体制について

都道府県統計主管課が実査担当機関となっている調査では、3月11日当日は電話が不通であったため、数日後に調査員の安否確認を行った調査が多い。震災による大きな被害を受けた県においては、震災対応が優先されたこと、通信手段が途絶えたことなどから、3月中に安否の確認ができない調査もあった。

### (2) 震災発生後の調査実施方針について

各府省が被災県に被災状況の照会を行い、3月14日前後に区域を定めて調査の中止を行った調査もあるが、多くの調査においては、可能な範囲で調査を継続すると判断された。これらの判断は、総務省政策統括官付統計企画管理官の平成23年3月15日付け「平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について(通知)」等を踏まえ、各府省においてなされた。

### Ⅲ 東日本大震災発生時以降の対応状況に関するアンケート調査②

#### (3) 調査中止・継続の関係機関、調査員等への連絡について

区域を定めて中止された調査については、県から調査員への連絡は調査員の安否確認時に行われたものの、津波被害の大きい地域では、調査客体への連絡が困難な状況であった。

可能な範囲で調査を継続した調査については、方針の決定は数日後になされたものの、具体的手順等についての連絡は4月上旬になって行っているものもあった。

#### (4) 震災発生後の審査・集計について

推計結果への影響が軽微であるとの判断、補完推計がなじまないとの判断などがなされた調査において、通常通りの集計方法・推計方法が採用されている。

ただし、震災後も可能な範囲で調査が継続されたものの、結果として調査票を期限までに提出できないとする世帯が発生したことに伴い、補完推計を採った調査もあった。

区域を定めて中止された調査の中には、その推計方法が重点的に検討され、結果として行政記録情報等を用いた推計方法が採用されたものもあった。

また、遡及改定については、遡及補正データの公表を行ったもののほか、遅れて提出があった回答を有効活用する観点から遡及して改定を行った調査もあった。

#### (5) 震災発生後の公表・利用について

結果的に影響のなかった調査を除き、12調査において特別の措置の実施状況を公表した。

#### (6) 危機管理に関する規定等の整備について

震災発生前における危機管理に関する規定等としては、調査規則、事務要領及び調査の手引き等が挙げられた。また、今回の震災を踏まえ、県において連絡体制を定めた災害対応マニュアルを検討中、との回答も見受けられた。

# IV 統計調査員に対するヒアリング調査①

## 1 調査内容

震災当時、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において調査を担当していた調査員10名を対象として、震災発生時の対応状況、震災後の調査活動において心がけている点等の把握を目的として、ヒアリング調査を行った。

## 2 調査結果

### 震災発生時

#### (1) 安全の確保について

震災発生時において、調査業務中であった調査員は、調査票の回収や回収し終わった調査票を県庁へ提出するところであった。自身の安全を確保するに当たっては、ビルから離れた場所で揺れが収まるのを待つなど、落ち着いた行動をとることができていた。

#### (2) 調査書類の保全について

各調査員においては、自宅内での調査票の保管場所として、平時より、自宅の上層階等に保管していることが明らかになった。

#### (3) 調査員自身の安否の連絡について

調査員自身の安否の連絡については、地震当日は「それどころではない」という意見が多く、また、安否の連絡の意思があったとしても、被災地周辺では電話が通じない状態であった。地震後数日から10日の間に連絡を行うことが多かった。

## IV 統計調査員に対するヒアリング調査②

### 震災発生後

#### (1) 調査実施の判断について

対象調査の中断及び再開に関する連絡については、まず県から「今後の調査の実施について、決定次第連絡する」との連絡があり、日をおいて、正式な中止連絡の電話が入るといったケースが多かった。

ただし、県からの中止連絡が遅れたため、独自に3月分の協力依頼や回収を開始していた調査員もいた。

#### (2) 調査客体との連絡、訪問について

調査客体にお見舞いの連絡等を行うことにより、調査客体との関係が好転したケースがあった。

客体への訪問については、甚大な被害が発生している中で、統計調査を実施することに対して客体から苦言を呈されたケースがあった。また、震災発生後の間もない時期に新規の調査客体に依頼することが難しいという意見も挙げられた。

### 調査活動を行うに当たり心がけていること

震災を踏まえ、調査活動を行うに当たり心がけていることとして、主に以下の4つの点が挙げられた。

- 調査活動時の安全確保
- 調査活動時の姿勢
- 調査活動時に被災した場合の対応
- 震災後の調査活動における客体への配慮

# V 今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題

今回の震災発生時以降の対応状況を踏まえ、調査の各段階における今後の課題について以下のとおり整理した。

	震災発生時以降の対応状況に関する調査結果	今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題
体制面	都道府県における非常時優先業務への従事に伴う人的リソースの制約、通信手段の途絶等による安否確認作業等の長期化に伴い、平常時と同レベルの調査業務を行うことは困難。	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害発生時のリソースの想定</li><li>・安否確認体制の構築</li><li>・府省・県間の情報連携体制の強化</li><li>・調査員との情報連絡ルートの明確化 など</li></ul>
実査面	<p>ヒアリング調査の結果において、今回の震災に関しては、調査業務中であった調査員については、安全の確保が適切になされていた。調査書類についても、調査員は保全が確保される場所に保管を行っていた。</p> <p>また、調査客体に対しては、調査再開時に至るまでに、客体に対する安否の確認、調査再開時における客体への配慮、行政へのクレーム、調査拒否への対応などにおいて、平常時とは異なる対応が必要となることが明らかとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査員に対する地震等発生時の安全の確保等についての啓発・徹底</li><li>・調査再開までの行動方針の整理 など</li></ul>
集計・公表面	各統計調査において、推計の実施や利用者の誤解を招かないよう特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の公表が適切に行われた。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ノウハウの蓄積・共有 など</li></ul>

今後の課題については、各府省において個別調査ごとに対応する必要がある点と、府省横断的な対応が必要な点とを整理し、それぞれ検討を進めることとしてはどうか。